介護予防•日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、美咲町が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援 サービス事業」と、「一般介護予防事業」に分かれています。

生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。支援などが必要になった と感じたら、地域包括支援センターや美咲町に相談しましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者 「要支援1・2」の認定を受けた人
 - ●基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人(介護予防・生活支援サービス事業対象者)
- ※要介護1~5の認定を受けて介護サービスを利用する以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民 主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

日常生活の手助けをしてもらう

訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、掃除、洗濯、調理等の日常生活の支援の ほか、入浴の見守り介助等を行います。自分でできることを増やす ことにより、自立した生活を送れるように支援するサービスです。

1カ月あたりの自己負担額(1割)のめやす

週1回程度利用	1,176円
週2回程度利用	2,349円

●利用回数 週1回か週2回程度(地域包括支援センターが作成するケアプランにより決まります)

通所型サービス 施設に通う

通所介護相当サービス

介護予防を目的として通所介護施設(デイサービス センター)で、食事や入浴等の介助など日常生活の 支援や生活機能の向上のための体操や筋力トレー ニングなどが受けられます。

●利用回数 週1回か週2回程度(地域包括支援セ ンターが作成するケアプランにより決まります)

1カ月あたりの自己負担額(1割)のめやす

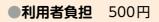
要支援1	
週1回程度利用の 事業対象者	1,798円

週2回程度利用の 3,621円

短期集中介護予防サービス

体力の改善、生活行為の改善を目的に、参加者個 人に応じたプログラムを健康運動指導士の指導の もと、短期間集中的に支援を受けられます。

●利用回数 週1回1クール11回、 おおむね2時間程度(地域包括支援 センターが作成するケアプランに より決まります)





その他の生活支援サービス

配食サービス(栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの)



一般介護予防事業

地域の住民が主体となった「通いの場」や「ふれあいサロン」、美咲町が行う健康教室や高齢者学級、 介護予防に関する講演会などに参加できます。一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利 用できます。

対象者) 65歳以上の人

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



もくじ

P.2 I しくみと加入者

P.4 1介護保険料の決まり方・納め方

P.6 サービス利用の手順

P.8 1 介護保険サービスの種類と費用

①自宅を中心に利用するサービス ---②介護保険施設で受けるサービス ---- P.12 ③生活環境を整えるサービス — P.13

P.14 費用の支払い

P.16 ↑介護予防·日常生活支援総合事業

令和6年度制度改正版 (2024~2026年度)



美咲町

柵原総合支所 地域振興課

利用の手引き

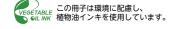
●本庁 長寿しあわせ課

●旭総合支所 地域振興課 **☎**(0867)27-3111

☎(0868)62-1111

2 (0868) 66-1115

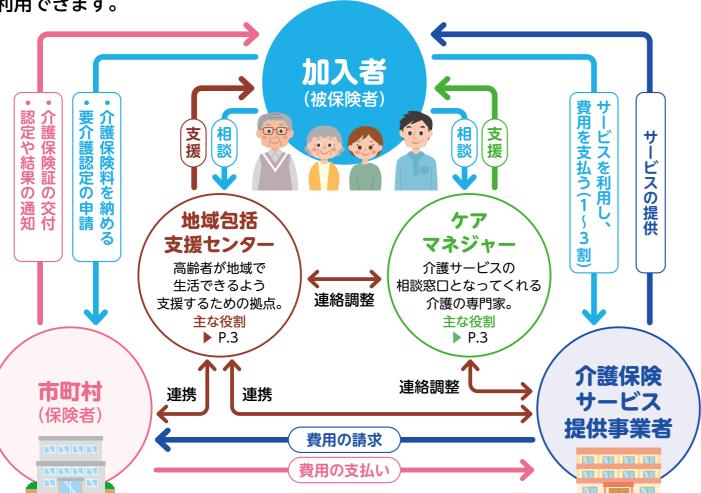
●美咲町地域包括支援センター ☎(0868)66-1119



くみと加

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。 市町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必 要になったときには、費用の一部(1~3割)を負担することで介護保険サービスを 利用できます。



●加入者(被保険者)は年齢により2つに分けられます

65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

(▶ 要介護認定 7ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。 ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市町村へ届け出をお願いします。

40~64歳の方 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

40~64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)

- ●がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- きん い しゅくせいそくさくこう か しょう
 筋萎縮性側索硬化症
- こうじゅうじんたいこっ か しょう ●後縦靱帯骨化症 しんこうせいかくはうせいま ひ だいのう ひ しつき ていかくへんせいしょう
 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●初老期における認知症
- とうにょうびょうせいしんけいしょうがい とうにょうびょうせいじんしょう とうにょうびょうせいもうまくしょう 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- まんせいへいそくせいはいしっかん ●慢性閉塞性肺疾患 のうけっかんしっかん へいそくせいどうみゃくこう か しょう 一脳血管疾患 閉塞性動脈硬化症 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを (介護保険被保険者証) 受けるときなどに介護保険証が必要になります。

交付対象者

- 65歳以上の方
- ■40~64歳の方・要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき

- ・要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
- ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき(要介護認定が必要)



しょう。

負担割合証

介護保険サービス等を利用するときの

(介護保険負担割合証) 負担割合(1~3割)が記載されています。

交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援 サービス事業対象者に交付されます。

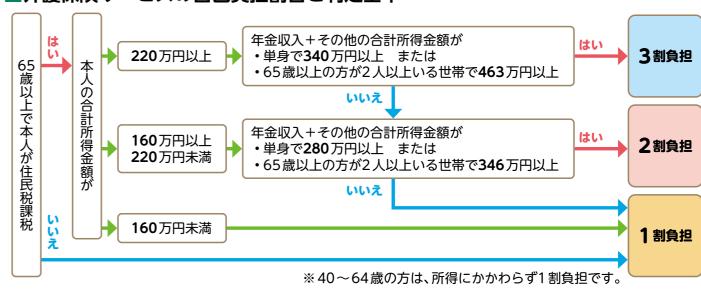
必要なとき

介護保険サービスを利用するとき 【有効期限】1年間(8月1日~翌年7月31日)

負担割合 (1~3割)が 記載されます。



■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



「地域包括支援センター」とは?

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談 窓口です。 地域包括支援センター

【主にどんなことをするの?】

- ●高齢者やその家族、地域住民からの介 護や福祉に関する相談への対応、支援
- ●介護予防ケアプランの作成、介護予防 事業のマネジメント
- ●高齢者に対する虐待 の防止やその他の権 利擁護事業 など



お手伝い





づくり



のスタッフは、主任ケ

アマネジャー、保健師、

社会福祉士等を中心に

構成されています。

AIA

権利を守る!!

の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員 といい「居宅介護支援事業者」等に所属して います。

「ケアマネジャー」とはどんな人?

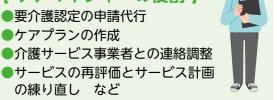
介護サービスを利用する方の

【ケアマネジャーの役割】

相談・窓口役です。

●ケアプランの作成

●要介護認定の申請代行



介護保険料の決まり方・納

め

社会全体で介護保険を支えています

●65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市町村の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出さ れた「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

護保険料の決まり

方·納

市町村で必要な 介護保険サービスの総費用



65歳以上の方の 負担分23%



市町村に住む 65歳以上の方の人数

美咲町の令和6~8年度の介護保険料の基準額 6,300円(月額) 75,600円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方 調整率 保険料(年額)			(足除料 (午菊)
第 1 段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金*1受給者で、世帯全員が信	主民税非課税の方	基準額 × 0.285	21,546円
		80万円以下の方	0.205	
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と	80万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.485	36,666円
第3段階	合計所得金額 ^{*2} の合計が	120万円超の方	基準額 × 0.685	51,786円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税	80万円以下の方	基準額 × 0.90	68,040円
第5段階	が、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超の方	基準額 × 1.00	75,600円 (基準額)
第6段階		120万円未満の方	基準額 × 1.20	90,720円
第 7 段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.30	98,280円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.50	113,400円
第9段階	本人が住民税課税で	320万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.70	128,520円
第 10 段階	前年の合計所得金額が	420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.90	143,640円
第 11 段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.10	158,760円
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.30	173,880円
第13段階		720万円以上の方	基準額 × 2.40	181,440円

^{※1} 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で-定の要件を満たしている方が受けている年金です。

● 65 歳以上の方の介護保険料の納め方

普通徵収

年金が年額 18万円未満の方 → 【納付書】 や【□座振替】で各自納めます

●市町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。 (12カ月分を6月~翌年3月の10カ月で納めます。)

忙しい方、なかなか外出ができない方は、

座振替が便利です。

- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん (通帳届出印) を用意します。
- 2取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。 ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになりますが、お早めにお申し 込みください。

口座振替が 便利ね

00

特別徴収

年金が年額 18万円以上の方 → 年金から【天引き】になります

支払い月

6月 × 8月 × 10月 × 12月 × 2月 4月

●介護保険料の年額が、年金の支払 い月に年6回に分けて天引きに なります。

本来、年金から天引きの「特別徴収」の方もこんなときは、一時的に納付書で納めます

●年度途中で介護保険料が増額になった

●年度途中で65歳になった

●年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・ 障害年金の受給が始まった

●年度途中で他の市町村から転入した

●介護保険料が減額になった

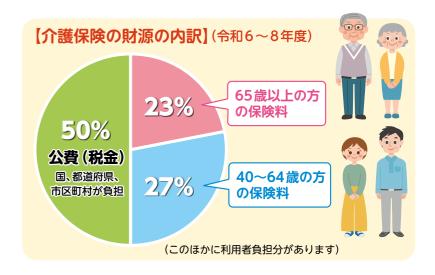
●年金が一時差し止めになった

など

介護保険料を滞納すると?

滞納が続く場合、未納期間に応じて利 用者負担が引き上げられるなどの措 置がとられます。介護保険料は必ず、 お納めください。

納めることが難しくなった場合は、お 早めに担当窓口に相談しましょう。



▶40~64歳の方の介護保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を 基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

^{※2} 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1~5段階の方の合計所得金額は、年金収入に 係る雑所得差し引き後の金額です。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円 を控除した金額を用います。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

介護サービス 利用の流れ

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用 を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



相談する

市町村の窓口で、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあればそ の旨を伝えます。



・ビス利

用の手順

要介護認定を受ける

要支援 2 1

申請から認定までの手順 ▶右ページ参照

認定

介護が必要な度合い 低

要要要介護護護 5 4 3 2 1

を調べます。

非該当

生活機能の低下が

みられた方 (事業対象者**)

基本チェックリストを受ける

基本チェックリストは、25の質問項目で

日常生活に必要な機能が低下していないか

※事業対象者とは「介護予防・ 生活支援サービス事業」の 対象者のことです。

自立した 生活が送れる

介護サービス

(居宅サービス、または 施設サービス)

を利用できます。

ケアマネジャーと相談 しながらケアプランを 作成し、サービスを利 用します。



介護予防 サービス

を利用できます。

地域包括支援センターの 職員やケアマネジャーと 相談しながら介護予防ケ アプランを作成し、サー ビスを利用します。



介護予防・ サービス事業 を利用できます。

を利用できます。 (65歳以上のすべて の方が利用可能)

-般介護

予防事業



●要支援1・2と判定された方は「介護予防サービス」と 「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。

●介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が 要介護1~5となった場合、本人が希望し、市町村が必 要と判断すれば「介護予防・生活支援サービス事業」を 引き続き利用できます。

要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。

要介護認定の申請

申請の窓口は市町村の介護保険担当課です。

申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の代行ができます。(更新申請も含みます)



- •居宅介護支援事業者
- •介護保険施設



- ▼ 申請書 市町村の窓口に置いてあります。
- ✓ 介護保険証
- ✓ 健康保険の保険証
- ▼ マイナンバーまたは本人確認書類



要介護認定(調査~判定)

認定調査

心身の状況を調べるため、 本人と家族などから聞き もとにコンピュータによる 取り調査などをします。

※全国共通の調査票が使われ ます。

一次判定(コンピュータ判定)

調査票と主治医意見書を 判定をします。

二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医 意見書をもとに、保健、医 療、福祉の専門家 が審査 します。

主治医意見書

生活機能の低下の原因 になった病気やけが、治 療内容、心身の状態など について、主治医に記載 してもらった書類です。



介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1~5、 または要支援 1・2) が決まります。

要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと 判定された場合には、非 該当となります。

介護予防・ 日常生活支援 総合事業 (総合事業)

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とし た事業で、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の二つ からなります。

地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待 されています。(▶裏表紙 参照)

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に 入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市町村にお住まいの方 のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

①自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス (居宅サービス) には、訪問をしてもらうサービスや施設に通 うサービスなど、さまざまな種類があります。



ァ

ラ

成

す

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護1~5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービス を利用できるよう支援してもらいます。



要支援1·2 介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーに介護予防ケアプランを 作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援 してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

日常生活の手助けを受ける

要介護1~5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



食事、入浴、排せつの

◆衣類やシーツの交換 など ●食事の準備、調理 など

〈生活援助〉

●住居の掃除、洗濯、 買い物

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心 20分~30分未満 244円 生活援助中心 20分~45分未満 179円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

ご注意ください! 本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなど は、サービスの対象外です。

自宅で入浴の介助を受ける

要介護1~5 要支援1·2 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受け ます。



自己負担(1割)のめやす 【1回あたり】

要支援 1·2	856円
要介護 1~5	1,266円

各サービスの 種類の見方

利用できる要介護 度を示します。

このマークは原則 として事業所のあ る市町村の住民だ けが利用できる 「地域密着型サー ビス | であること を表します。サー ビスの種類などは 市町村によって異 なります。

「通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護

を中心に、自宅に来てもらう「訪 問」、施設に「泊まる」サービスが

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす 要支援 1 3,450円 要介護 1 10,458円 要支援 2 6,972円 要介護 5 27,209円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得など の状況により1割、2割、3割のいずれかです。(▶負担割合については、P.3)

- ※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在 地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、食費、日常生活費など が別途負担となることがあります。
- ※自己負担のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合 があります。

自宅で看護を受ける

自宅を訪

問

て

もらう

要介護1~5 要支援1・2

訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの 手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす 【30分~1時間未満の場合】

病院·診療所	要支援 1・2	553円
から	要介護 1~5	574円
訪問看護	要支援 1・2	794円
ステーションから	要介護 1~5	823円

介護保険サ

スの種類と費

自宅でリハビリをする

要介護1~5 要支援1•2

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自 宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1.6	要支援 1・2	298円
1 4	要介護 1~5	308円

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1~5 要支援1・2

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに 訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養 上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者1人に対して行う場合】

薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

ビスの

種類と費

設に

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1~5 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰り で受けられます。

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1~5 658円~1,148円

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴など 自己負担(1割)のめやす の介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1~5 753円~1,312円

施設に通ってリハビリをする

要介護1~5 要支援1・2

通所リハビリテーション【デイケア】

(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練 などが受けられます。

1カ月あたりの 自己負担(1割)のめやす

要支援 1 2,268円 要支援 2 4,228円

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1~5 762円~1,379円

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が、食事・ 入浴などの介護や支援、機能訓練 を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満の利用の場合】

要支援 1	861円	要介護	994円~
要支援 2	961円	1~5	1,427円

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1~5 要支援1•2

短期入所生活介護「ショートステイ」

(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所 して、食事・入浴などの介護や機能訓 練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529円	451円	451円
要支援 2	656円	561円	561円
要介護 1~5	704円~ 987円	603円~ 884円	603円~ 884円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

M

要介護1~5 要支援1・2

短期入所療養介護 【医療型ショートステイ】

(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によ るケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624円	579円	613円
要支援2	789円	726円	774円
要介護	836円~	753円~	830円~
1~5	1,056円	971円	1,052円

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

通

61

を

中

心

ط

た複合

菂

な

H

え

自

宅

か

ら移

IJ

住

h

C

利

用

す

要介護1~5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」 を中心に、自宅に来てもらう「訪 問」、施設に「泊まる」サービスが 柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 1	10,458円
要支援 2	6,972円	要介護 5) 27,209円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設 への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と 看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受け られます。



1カ月あたりの 自己負担(1割)のめやす

要介護 1 12,447円 要介護 5 31,408円

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護1~5 要支援2 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる 場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能 訓練が受けられます。



1日あたりの 自己負担(1割)のめやす 【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円
要介護 1~5	753円~ 845円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護3~5 地域密着型サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規 模な介護老人福祉施設 で、食事・入浴などの介 護や健康管理が受けら れます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合】

要介護 3~5 828円~971円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

→ 自己負担は1~3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用**をめやすとして掲載しています。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

10

C

護

保険サ

種

費

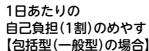
有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2

特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサー ビスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受け られます。





要支援 1	183円	要介護	542円
要支援 2	313円	1~5	813円

②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。 入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。



介

護

険

施

設

E

移

W

住

む

ビスの種類と費

生活介護が中心の施設

要介護3~5

介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができな い方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護 5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1~5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介 護が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
, 要介護 5	, 約30,540円	, 約27,960円	, 約30,360円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1~5

介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に 長期にわたり療養が必要な方が対象の施設。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の 転換先として、平成30年4月に創設された施設 です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護 5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。 ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。 (▶P.15参照)

③生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1~3割を支払うことでできます。福祉用具 を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。

福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。

自立した生活を送るための福祉用具を借りる **1** 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対 象となります。要介護度 によって利用できる用具 が異なります。

生活

す

Š

環境

を整

え

月々の利用限度額の範 囲内で、実際にかかった 費用の1~3割を自己負 担します。

		•	
○ = 利用できる。※ = 原則として利用できない。▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4•5
・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ	0	0	0
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト	×	0	0
・自動排せつ処理装置			0

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。 ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその 事業者の価格を説明することが義務付けられています。
- 一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) 変更ポイント

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、 福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

< 申請が必要です

年間10万円が上限で、その1~

3割が自己負担です。費用が10

万円かかった場合、1~3万円が

要介護1~5 要支援1·2 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・入浴補助用具
- ・移動用リフトのつり具の部分 ・簡易浴槽 ・排せつ予測支援機器
- ・固定用スロープ・歩行器(歩行車を除く)

貸与と購入を

自己負担です。(毎年4月1日か ら1年間)

・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ) 「選択できます。

●指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

安全な生活が送れるよう住宅を改修する

事前と事後に 申請が必要です

要介護1~5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改 修費が支給されます。(自己負担1~3割)

介護保険の対象となる工事の例

- ●手すりの取り付け ●段差や傾斜の解消 ●扉の取り替え、扉の撤去
- ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ●和式から洋式への便器の取り替え
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。
- ●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市町村の窓 口に相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。

20万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が20万円かかっ た場合、2~6万円が自己負担です。



自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1~3割を支払います。 白己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1~3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1~3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ 月に1~3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。 限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■おもな在宅サービスの支給限度額(1カ月)

要介護度	支給限度額	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)				
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円				
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円				
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円				
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円				
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円				
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円				
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円				
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円				

例 要介護1(1割負担)の方が、 175,000円分のサービスを 利用した場合の自己負担額は
←実際に利用した金額 175,000円→
→ 支給限度額 167,650円 →
1割負担 16,765円 + 支給限度額を 超えた分 7,350円 = 利用者負担額 24,115円

○上記金額は、標準地域の金額です。

■支給限度額に含まれないサービス

- ●特定福祉用具購入
- ●居宅介護住宅改修
- ●居宅療養管理指導
- ●特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く) ●地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ●認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ●介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超 えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- ●給付を受けるには、市町村への申請が必要です。(該当者には申請書を送ります。)
- ●施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は、含まれません。

自己負担の限度額(月額)

	区分	限度額	
同一世帯に	課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)	
右記に該当する65歳以上の人が	課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円(世帯)	
いる場合	住民税課税世帯で課税所得380万円未満の方	44,400円(世帯)	
世帯全員が住民税	世帯全員が住民税非課税		
·老齢福祉年金受 ·合計所得金額+	24,600円(世帯) 15,000円(個人)		
生活保護受給者の	15,000円(個人)		

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費 の1~3割

居住費 (滞在費)

日常生活費 (理美容代など) 自己負担

居住費と食費については、施設 の平均的な費用をもとに、基準 費用額が定められています。 実際の費用は施設と利用者と の契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	食費
令和6年 7月まで	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
令和6年 8月から	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

)内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用 者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

給付を受けるには、市町村への申請が必要です。

変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

日分典 今世のウラタヤ四年数/10ナモル)

	居住費・良費の自己貝担限度額(1日あたり)								
	利用者	利用者		預貯金等の		居住費 (滞在費)			
	負担 段階		所得の状況 ^{*1}	資産 ^{※2} の状況	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設
		生	活保護受給者の方等	要件なし			490円		
令和6年7	1	世帯会	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	(320円)	0円	300円
	2	世帯全員が住	前年の合計所得金額+年金収入額*3が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
月まで	3-①		前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
T	3-2	民税非課税	前年の合計所得金額+年金収 入額 ^{*3} が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]

	_[生		活保護受給者の方等	要件なし			550円		
令和	$\Big] \Big[$	1	小岩石	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	(380円)	0円	300円	
6 年 8	П	2	吉員がた	前年の合計所得金額+年金収入額*3が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]	
月から		3-①	税	前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]	
	J _	3-②	非課税	前年の合計所得金額+年金収入額*3が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]	

- 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
-)内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者も含みます。(婚姻届を提出していない事実婚も含む。)
- ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- *第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産要件は単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下となります。 ※3年金収入額は課税年金・非課税年金の収入の合計です。

)介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)があります。

介護保険と医療保険の両方の負担額(介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額) を年間(8月~翌年7月)で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医 療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口に申請してください。